

熊本県では、農林水産業や農山漁村の多面性をさらに発揮させ、持続可能で元気な農山漁村を目指すため、さまざまな取り組みを進めています。

その取り組みの一つとして、「未来につなぐふるさと応援事業（旧 中山間地域サポート推進事業）」を実施し、中山間地域や棚田地域において、農地や土地改良施設等の利活用の他、それらの維持保全の大切さを普及・啓発する地域住民活動等の支援を行っています。

この事例集は、平成 30 年度（2018 年度）及び令和元年度（2019 年度）に本事業を活用された皆様の活動内容や成果の中から、今後、同様の活動に取り組みたいと考える方々への参考になると思われる事例を取りまとめたものです。

新たな活動をはじめのきっかけや次のステップに進むための「つながり」をつくる際の参考として、ぜひご活用ください。

令和 4 年（2022 年）3 月
熊本県 むらづくり課

事例紹介 2

指導員等活動支援事業（指導員等地域活動支援事業）



- | | |
|----------------------|---|
| 事例① 沢畑 亨 指導員 水俣市 | 2 |
| 事例② 檜木 すみ子 指導員 阿蘇市 | 4 |
| 事例③ 豊かな大江の里づくりの会 天草市 | 6 |

棚田 PR 事業（棚田ツアー）



- | | |
|-------------------------------|----|
| 事例④ 菅地域振興会 上益城郡山都町 | 8 |
| 事例⑤ 田舎の体験交流館さんがうら運営委員会 球磨郡球磨村 | 10 |

農〇連携事業（田んぼの学校）



- | | |
|-----------------------|----|
| 事例⑥ 宇土市立緑川小学校 PTA 宇土市 | 12 |
| 事例⑦ 八三会・内田心見の会 山鹿市 | 14 |

農〇連携事業（農と福祉の連携推進事業）



- | | |
|-------------------------|----|
| 事例⑧ 社会福祉法人 若葉会 玉名市 | 16 |
| 事例⑨ 社会福祉法人 誠心会 球磨郡あさぎり町 | 18 |

地下水かん養機能等保全活動事業（地下水保全上下流連携活動事業）



- | | |
|-------------------|----|
| 事例⑩ 熊本市南土地改良区 熊本市 | 20 |
|-------------------|----|

優良事例団体座談会開催報告 22

- 座談会 01 「中山間地域・棚田地域の未来と活動の継続・継承」
- 座談会 02 「活動の活性化を目指した情報発信の連携方法」

*事例紹介の括弧内は、平成 30 年度（2018 年度）及び令和元年度（2019 年度）当時の事業名を記載しています。

未来につなぐふるさと応援事業（旧 中山間地域サポート推進事業）

《募集時期》 毎年4月以降に募集を開始します。
募集要項等は、「くまもとふるさと応援ねっと」HPでご確認ください。

《事業内容》

補助事業名	補助対象の取り組み	事業主体	対象地域	補助金額
① 指導員等 活動支援 事業	ふるさと・水と土指導員等による「中山間地域住民の意識向上及び保存対策の啓発・普及」及び「棚田地域における保全活動」に関する取り組み	熊本県ふるさと・水と土指導員、地域住民組織、任意団体 など	中山間地域 棚田地域	定額 上限 500千円
② 棚田 PR 事業	棚田地域の農地等の保全に対する都市住民の意識向上及び保全活動の必要性等の普及・啓発に関する取り組み	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体 など	棚田地域	定額 上限 500千円
③ 農○連携 事業 (※1)	農業と教育や健康づくり等が連携した「中山間地域住民の意識向上及び保存対策の啓発・普及」及び「棚田地域における保全活動、子ども向け体験交流活動」に関する取り組み	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体 など	中山間地域 棚田地域	定額 上限 500千円
④ 地下水かん 養機能等保 全活動事業	中山間地域における地下水かん養機能等を良好に発揮することを目的とした取り組み	土地改良区 など	中山間地域	定額 上限 1,000千円

(※1) 本事例集は、旧事業の分類の「田んぼの学校」、「農と福祉の連携推進事業」として紹介しています。

《お問い合わせ先》

- ③、④：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415、096-333-2416
①、②：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378

ふるさと・水と土指導員の認定

ふるさと・水と土指導員（愛称：ふるさとディレクター）は、中山間地域や棚田地域の農地の維持保全に理解があり、熱意を持って地域活動を実施される方を地域リーダーとして県知事が認定しています。認定には、市町村長の推薦が必要です。認定ご希望の方は、活動地域の市町村の担当部署にご相談ください。

- ふるさと・水と土指導員として活動いただく方々には、以下のような支援やメリットがあります。
①地域リーダーとしての県の認定 ②県や国主催研修への公費派遣 ③補助事業の活用